

Title	建設設計図書と建築物の著作権：裁判例を中心として
Sub Title	
Author	日向野, 弘毅(Higano, Koki)
Publisher	慶應義塾大学法学部
Publication year	2008
Jtitle	慶應の法律学 民事法：慶應義塾創立一五〇年記念法学部論文集 (2008.) ,p.305- 340
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	
Genre	Book
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=BA88453692-00000004-0305

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

建築設計図書と建築物の著作権

—— 裁判例を中心として ——

日向野弘毅

- 一 はじめに
- 二 建築設計図書と建築物の著作権
- 三 建築設計図書と建築物の著作権に関する裁判例
- 四 おわりに

一 はじめに

建築家（建築士）をめぐる著作権法上の問題としては、建築設計図書及び建築物に関するものがその主たる部分を占めるが、この領域については従来、学界においても、裁判実務においても、あまり問題とされてこなかった。しかし、近時、この問題領域に関する裁判例も次第に増加する傾向にあり、それに伴ってか、学界においても従来よりは論じられるようになってきた^①。そこで、本稿ではもっぱら、建築設計図書と建築物の著作権に関する裁判例を概観、検討し、そのうえで若干の問題点を指摘してみたい。それでは以下、建築設計図書と建築物の著作権について概説した後に、その著作物性、著作権侵害及び著作者人格権侵害の三つの項目に分けて裁判例を概観、検討する。

（一） 建築設計図書と建築物の著作権の問題を包括的に論じたものとして、拙著『建築家の著作権』（成文堂、一九九七年）、松本克美ほか編著『専門訴訟講座第三巻 建築訴訟』第一部第三章第一節（日向野）（民事法研究会、近刊）がある。

二 建築設計図書と建築物の著作権

著作権法において、著作物とは、「思想又は感情を創作的に表現したものであつて、文芸、学術、美術又は音楽の範囲に属するものをいう。」（同法二条一項一号）。ところで、建築家に関わる著作物としては、建築設計図書（設計図及び仕様書）並びに建築物を挙げうるが、前者については著作権法一〇条一項六号（地図又は学術的な性質を有する図面、図表、模型その他の図形の著作物）及び同法一〇条一項一号（仕様書は例外的に、「小説、脚本、論文、

講演その他の言語の著作物」として著作権法上の保護を受ける場合がある）により、後者については同法一〇条一項五号（建築の著作物）により保護される。

建築設計図書が著作権法上の保護著作物であるためには、同法二条一項一号の意味での「学術性」及び「創作性」を有していなければならないが、その性質上、「学術性」については通常備えていると考えられるので、著作物性の要件としては、主として「創作性」の存否が裁判上問題となりうる。それに対して、建築物については、「創作性」に加えて「美術性」（又は「芸術性」）を備えることが著作権法上の保護のために必要であると一般に解されており、「創作性」、「美術性」ともにその存否が裁判上問題となりうる。

建築家の著作物の複製としては、概ね、建築設計図書と建築の著作物の複製が考えられる。複製とは、「印刷、写真、複写、録音、録画その他の方法により有形的に再製することをい」うが（著作権法二条一項一五号）、建築の著作物については、「建築の著作物を建築により複製する場合」（同法四六条二号）のほかに、建築に関する図面に従って建築物を完成することを含む（同法二条一項一五号ロ）。従って、建築家の著作物の複製としては、建築設計図書それ自体の複製と、既存の建築物を模倣して同一の建築物を建築すること、そしてさらに、まだ建築されていない建築物をその設計図書に従って建築することが考えられる（従って、例えば、建築設計図書Aに従って建築物Aが既に建築されている場合において、建築設計図書Aを模倣した建築設計図書Bに従って建築物Bを建築したとすると、建築設計図書Bが建築設計図書Aの複製であることは問題となりうるが、建築物Bは、建築設計図書Aに従って建築されるべき建築の著作物の複製ということにはならない。この場合は結局、建築物Bが建築物Aの模倣であるかどうか問題となる）。最後の場合については、設計図書に従って建築されるべき建築の著作物の複製であって（つまり、建築設計図書に化体されている無体物又は觀念としての建築物の複製ということになる）、建築設計図書それ自体の複製ではないと解される。そうすると、建築設計図書が「創作性」を有しており、それが著作権法上の保護

著作物であったとしても、それに従って建築されるべき建築物が「美術性」（又は「芸術性」）を有していないとすれば、その建築設計図書に従って建築しても、建築の著作物の複製にはならないということになる。この場合には、建築設計図書の複製だけが問題となりうる。

ところで、建築の著作物は、これを建築により複製する場合を除き、いずれの方法によるかを問わず、利用することができる（著作権法四六条二号）。すなわち、建築の著作物については、原則として模倣建築以外の行為には著作権が及ばないということである。つまり、建築物を写真撮影したり、テレビ放送したり、ミニチュア模型を作成したり、絵画により複製すること（絵葉書など）は自由である。ただし、ミニチュア模型については、街路、公園その他一般公衆に開放されている屋外の場所または一般公衆の見やすい屋外の場所に恒常的に設置するために作成することはできない（同法四六条三号）。

著作者たる建築家が、著作権だけでなく、著作者人格権をも有することは言うまでもない。著作者人格権は、公表権（著作権法一八条）、氏名表示権（同法一九条）及び同一性保持権（同法二〇条）から成る。公表権についていえば、建築物の建築それ自体が建築の著作物の公表であるといえるので、実際に問題となりうるのは建築設計図書の公表についてである。むしろ、建築家に関して問題となることが多いのは、氏名表示権と同一性保持権である。

以上簡単に建築設計図書と建築物の著作権について概説したが、次に、この問題に関する裁判例をみていくことにする。

（2）拙著・前掲注（1）七頁以下参照。

三 建築設計図書と建築物の著作権に関する裁判例

ここでは、建築設計図書と建築物の著作権に関する裁判例を、著作物性に関するもの、著作権侵害に関するもの及び著作人格権侵害に関するものに分けてみていくことにする。ちなみに、著作権侵害や著作人格権侵害を論じる前提として、著作物性が問題となることなどから、各項目で取り上げる裁判例は一部重複しているものもある。

1 建築設計図書の著作物性に関する裁判例

既に二で述べたように、建築設計図は、「学術的な性質を有する図形の著作物」（著作権法一〇条一項六号）として著作権法上の保護を受けうるが、そのためには、「学術性」だけでなく、「創作性」（同法二条一項一号）をも有することが必要である。建築設計図は通常「学術性」を有するといえるから、ここで問題となるのは、「創作性」の存否である。「創作性」については、その建築設計図がおよそ創作性を有するかどうかだけが重要であるから、創作性の高低ではなく、創作性の有無が問題となるといふべきである。建築設計図とは異なり、仕様書が著作物性を備えることは稀であるが、例外的に「言語の著作物」（著作権法一〇条一項一号）として著作権法上の保護を受ける場合がある。それは、仕様書の構成（区分・配列・形態）に創作性が認められる場合であるが、実際ほとんどの場合認められないであろう³⁾。

それでは以下、建築設計図書の著作物性に関する裁判例をみていくが、著作物性を肯定したものと否定したものに分けて概観、検討する。

(一) 建築設計図書の著作物性を肯定した裁判例

著作権侵害及び（又は）著作人格権侵害を論じる前提として、まず、著作物性の有無が問題となる。建築設計図書の著作物性を肯定した裁判例は十数件あるが、その中には、裁判で争点となっていないために著作物性が当然に認められたものも含まれる。まず、東京地判昭和五二年一月二八日無体集九卷一〇二九頁（きたむら建築設計事件）⁽⁴⁾では、ビルの設計について「Xの業務に従事する設計担当者が、その職務上、その感覚と技術を駆使して独自に製作した」ものなので、「X設計図は、著作権により保護される著作物である」とする。ここでは、「創作性」という言葉こそ使われていないが、「感覚と技術を駆使して独自に製作」という言葉で「創作性」を説明しているものと考えられよう。

大阪地判昭和五四年二月二三日判タ三八七号一四五頁（冷蔵倉庫事件）⁽⁵⁾では、「甲設計図は一般の住宅、事務所等の建物とは異なり防熱、防湿等の点で特別の建築工学上の技術を必要とする冷蔵倉庫に関するものであって、全体として個性ある設計図となっている」ので、「甲設計図は全体として冷蔵倉庫に関する建築工学上の技術思想を創作的に表現した学術的な性質を有する図面として一応の著作物と解することができる」とされた。ここでは、「個性」及び「創作的」という言葉が直截的に用いられている。

東京地判昭和五四年六月二〇日無体集一一卷一〇三三二頁（小林ビル設計図書事件）⁽⁶⁾では、「X設計図書一（表紙）を除くX設計図書三二葉は、いずれも、一級建築士である「A」が「その知識と技術を駆使し」、「独自に作成した建物の設計図書（設計図、表）である」ので、「X設計図書三二葉（二ないし三三）は、いずれも、著作権により保護される著作物である」が、「X設計図書三のうちの案内図は、客観的に定まった本件土地の所在位置をごくありふれた手法により描いた略図であつて、そこに何らの獨創性を見出すことはでき」ないとして、設計図書のうちの案内図については著作物性を認めなかった。ここでは、案内図には「獨創性」がないが、それ以外

の設計図書三二葉には「独自」性ありとして著作物性を認めている。

東京地判昭和六〇年四月二六日判タ五六六号二六七頁（浅野ビル設計図事件）⁽⁷⁾では、X設計図の著作物性は争点になっていないことから、簡単に触れられているにすぎない。

横浜地判平成元年五月二三日判時一三一九号六七頁・判タ七〇〇号一四四頁（神奈川県公文書公開条例事件差戻後第一審判決）⁽⁸⁾は、マンシヨンの設計図について、「建築家はその知識と技術を駆使して作成した建築物の設計図は著作権の目的として保護される著作物であると解すべきところ」、「本件各図面は訴外Aが専門的知識、技能に基づき創作する知的生産物で、著作権の目的として保護されるべき著作物である」と判示する。本判決は、本件各図面の「設計上の創意工夫ないしノウハウ」を評価して著作物性を肯定している。東京高判平成三年五月三一日判時一三八八号二二頁・判タ七六六号一〇九頁（神奈川県公文書公開条例事件差戻後控訴審判決）⁽⁹⁾は、前掲横浜地判平成元年五月二三日の控訴審判決であるが、「建築物についてたやすく創造、創作を論じることができないとする建築家のいることも認められる」としつつ、「本件建物に関する本件各図面は、獨創性はなく、著作権法にいわゆる著作物に当たらない」との控訴人の主張を排し、「設計図書は、学術的な性質を有する図面」であることを理由に著作物性を認めた。もつとも、詳細な事実認定をしたうえで設計図書の著作物性を肯定しているの、たんに「学術的な性質を有する図面」であるがゆえに著作物性を認めているのではないものと考えられる。

福島地決平成三年四月九日知的裁集二三卷一號二二八頁（シノブ設計事件）⁽¹⁰⁾は、「建築設計図は、一般に、学術的性質を有する図面にあたり、そして建築家はその知識と技術を駆使して作成したものでそこに創作性が認められる限り、著作権法一〇条一項六号の著作物性を肯定し得ると解され、かかる観点から本件設計図も前記六号の著作物に該当する」とし、問題となっている一般住宅の設計図の創作性を認めている。ここでは、「創作性が認められる限り」という文言からうかがえるように、「創作性」を肯定するにあたり、創作性の高低ではなく、創

作性の有無を問題としているようである。

名古屋地判平成一二年三月八日最高裁H P知的財産裁判例集（平成四（ワ）二一三〇号。ショッピングセンター設計図事件）は、「建築設計図は、学識、経験、個性によって決定された設計者の思想が図面として表現されたものであり、学術的な表現であるということができるから、その表現に創作性が認められるものについては、著作物が認められる」としたうえで、「法は保護の要件として、創作性があることを要求しているだけであって、創作性が高いものであることは要求していないから、設計する建物はありふれたものでもよく、特に新奇なものである必要もない。そして、図面に設計者の思想が創作的に表現されていれば、著作物性としては十分であり、建物の建築図面として、その図面により建築するについて十分であるかどうかという図面の完全性が要求されるものでもない」と判示する。ここでは、著作物性を肯定するにあたり、創作性の高低ではなく、創作性の有無が判断基準となることが明確に判示されている。本判決は、さらに具体的には、設計図のうち、公図の写し、現況敷地平面図および表を除いたものにつき「Xの個性が現れ、創作性が表現されている」として著作物性を認めている。特に、表については、「記載された事項の内容や数値自体は、表現方法ではないから著作物性はなく、表に著作物性が認められる場合は、表の形式そのものが特別のものであったり、表を構成する項目の選択やその記載の順序などに特別の工夫が見られる場合に限られる」とし、「記載内容でなく、その配列に著作物性があると認められるためには、すなわち、編集著作物であると認められるためには、配列がオリジナルであるだけでは不十分なのであって、配列自体に特に創作性が認められる場合でなければならぬ」と判示し、表の類いであつても、いかなる場合に著作物性が認められうるかを明らかにした。

大阪地判平成一二年八月二四日最高裁H P知的財産裁判例集（平成一一（ワ）三六三五号。大型スーパー・マンション併設建物設計図事件）では、Xの企画書（建築設計図書、事業計画書、経営計画書など）の著作物性が問題と

なつた。本判決は、『創作性』とは、何らかの知的活動の成果であつて、作成者の個性が現れたことをいい、嚴格な意味で独創性の發揮されたものであることは必要ない」が、「データや事実を機械的に記載したにすぎないもの、誰が作成しても同様の表現となるようなありふれた表現のものは、創作性を欠き、著作権の保護の対象である著作物たり得ない」と判示した。そのうえで、建築設計図書については、「作成者の知識と技術を駆使して作成されたものであり」、「いずれも表現に創作性を有する」として著作物性を認め、また、事業計画書のうち文章で事業計画を説明した部分につき、「その具体的な文章表現において、叙述の順序や言い回しなどに工夫が見られ、同じアイデアからなる事業計画を別の表現方法を用いて記述することも可能であると解され、作成者の個性が現れたものといえる」とし、その著作物性を認めた。これに対して、データから構成されている経営計画書などについては、「これらのデータの構成(区分、配列、形態)にも独自の点が認められないから、いずれも創作性を有しておらず、言語の著作物には該当しない」と判示した。本判決においては、建築設計図書を含む企画書の著作物性が問われたが、その判断にあたっては、(必ずしも明らかではないが)創作性の高低ではなく、創作性の有無が問題とされている点である。また、本判決は、設計図書以外の文章やデータの部分についての著作物性の基準をも示している点で参考になる。大阪高判平成一三年六月二二日最高裁H.P.知的財産裁判例集(平成一二(ネ)三二二八号)は、前掲大阪地判平成一二二年八月二四日の控訴審判決であるが、原判決を維持したので、ここでは特に言及しない。

東京地判平成一二二年八月三〇日判時一七二七号一四七頁・判タ一〇四二号二六九頁(エスキース事件)⁽¹⁾では、設計図書ではなく、エスキース(建築家が建築物を設計するに当たり、その構想をフリーハンドで描いたスケッチ)が問題となつたのであるが、その著作物性は争点となつていないため、当然の前提として認められている。

東京高判平成一三年八月九日最高裁H.P.知的財産裁判例集(平成一三(ネ)七九七号。中学校校舎設計図書事件)

では、中学校校舎の実施設設計図の著作物性が問題となった。本判決は、実施設計図の「各図面の全体にXの思想又は感情が表現されているものといふことができ、この具体的な表現は、誰が行っても同じになるであろうといえるほどにありふれたものとはいえないから」、その「図面には、表現されたものの全体として創作性が存在するものと認めることができる」と判示し、著作物性を肯定した。また、著作物の創作性と保護の範囲の関係については、「一般的にいって、発想に卓越した創作性が存在する場合には、保護の範囲は広いものとなるであろうし、単に作者の個性が表われているだけで、誰が行っても同じになるであろうといえるほどにありふれたものとはいえないといった程度の創作性しか認められない場合には、保護の範囲は狭いものとなる」と判示する。つまり、判示からは、創作性の高低は認めつつも、著作物性の判断にあたっては、創作性の高低ではなく、創作性の有無を基準としていることが読み取れる。

大阪高判平成一四年一二月二四日判タ一一四四号一八〇頁（高槻市情報公開条例事件）は、研究施設の建物設計図（本件文書）は「一級建築士等の資格を有する数十名の従業員が、その知識と技術を用いて、昭和六二年から平成三年までの歳月をかけて作成したものであり、当該建築物に求められる高度かつ多様な要求を図面上に反映させたものであると認められるから、本件文書を、学術的な性質を有する図面として著作権法上保護される著作物である」と判示した。本判決は、本件設計図が「高度かつ多様な要求」を反映させたものであることから「創作性」を認めているのであろうか。

東京地判平成一五年二月二六日最高裁HP知的財産裁判例集（平成一三（ワ）二〇二二三号。フランステレコム事務所設計事件⁽¹⁾）は、まず一般論として、「設計図は、そのすべてが当然に著作権法上の保護の対象となるものではない。設計図が著作物に該当するいうためには、その表現方法や内容に、作成者の個性が発揮されていることが必要であって、その作図上の表現方法や内容が、ありふれたものであったり、そもそも選択の余地がないよ

うな場合には、作成者の個性が全く發揮されていないものとして、著作物には当たらない」と判示する。そのうえで、「X設計図において、創作性のある部分は、FTJ、日本研究所及びエトラリの各専用部分や各部屋及び通路等の具体的な形状及び具体的な配置の組合せにある」として、X設計図全体ではなく、その一部につき創作性を認めた。本判決は、およそ個性があれば著作物性を認める、つまり創作性の高低ではなく、創作性の有無を著作物性の判断基準としているようである。

(二) 建築設計図書の著作物性を否定した裁判例

以上、建築設計図書の著作物性を肯定した十数件の裁判例をみたが、ここでは、その著作物性を否定した裁判例を概観する。

東京地判平成一四年二月一九日最高裁HP知的財産裁判例集(平成一四(ワ)二九七八号。カイ設計事件)は、まず一般論として、「建築設計図面については、表現方法又は表現された学術的な思想に創作性が認められるものであれば著作物に該当するものというべきであるが、作図上の工夫や図面により表現されたが有りふれたものであって、創作性が認められない場合には、当該図面をもって著作物ということはできない」と判示する。そして、具体的には、「X設計図書に表現されている建物は、通常の個人住宅であるところ、このような個人住宅は、敷地の面積・形状や、道路・近隣建物等との位置関係、建ぺい率、容積率、高さ、日影等に関する法令上の各種の制約が存在するほか、間取りについても家族構成等に基づく施主の要望を採り入れる必要があることから、建物面積や建物構造等、間取り、各部屋の寸法等について、設計者による独自の工夫の入る余地はほとんどない。本件におけるX設計図書も、そのような通常の設計図の域を出るものではなく、表現された建物の間取り、構造等において特段の獨創性、創作性は認められない」と判示し、X設計図書の著作物性を否定した。本判決は、「特段の」創作性を要求するところからみて、著作物性の判断にあたっては、創作性の有無ではなく高低を基準

としているようにも捉えうる。いずれにせよ本判決に従えば、個人住宅にあつては、創作性の認められる余地はほとんどないといえる。

以上、建築設計図書の著作権性に関する裁判例を十数件みたが、その著作物性を肯定した裁判例に関していえば、前掲東京高判平成三年五月三十一日までは、著作物性の判断にあたり、概ね、「知識と技術を駆使し」て「創作」したというような文言はみられるものの、創作性の高低かその有無かそれが基準となるのかについては言及されていない。しかし、前掲福島地決平成三年四月九日以降になると多くの場合、「創作性」の判断基準について程度の差こそあれ触れられるようになる。特に前掲名古屋地判平成二年三月八日は、創作性の高低ではなく、創作性の有無が基準となることを明確に判示している。総括していえば、前掲福島地決平成三年四月九日以降の裁判例をみるかぎりでは、創作性に言及しているものすべてが、その高低ではなく、その有無を著作物性の判断基準としているようである。要するに、創作性の程度ではなく、およそ創作性があるかどうかを問題としているわけである。

諸裁判例で創作性が認められた設計図の予定していた建物としては、ビル、冷蔵倉庫、校舎、事務所、スーパー、マンション、研究施設、ショッピングセンターといったものが多く、一般住宅はほとんどみられない。前掲東京地判平成一四年一月九日が判示しているように、やはり一般住宅の設計にはさまざまな制約があるため、設計図の創作性はなかなか認められにくいといえよう。

以上みた裁判例のうち数件のものは、設計図書等のうち図面とはいえないものについても、その著作物性を判断している。前掲名古屋地判平成二年三月八日は、表について、「表の形式そのものが特別のもの」であったり、「表を構成する項目の選択やその記載の順序などに特別の工夫」がみられる場合にのみ、例外的に創作性が認められるとする。また、前掲大阪地判平成二年八月二四日では、事業計画書のうち文章で事業計画を説明し

た部分につき、「叙述の順序や言い回しなどに工夫」がみられるとして個性ありとされたが、データから構成されている経営計画書については、「データの構成（区分、配列、形態）」に独自の点が認められないとして、創作性が否定された。これらの判示は、本項の冒頭で述べた「仕様書」の著作物性の判断基準とはほぼ一致していることから、建築設計図書は、設計図と仕様書に形式的に二分して論じるよりも、その内容から判断して、純然たる図面の部分とそれ以外の部分に分けてその著作物性を論じたほうが便宜であるといえよう。

2 建築物の著作物性に関する裁判例

建築物は、「建築の著作物」（著作権法一〇条一項五号）として著作権法上の保護を受けうる。ちなみに、住宅、ビル、宮殿、城、寺院、教会等だけでなく、凱旋門、橋、塔、庭園、公園等も「建築の著作物」に該当しうる。著作権法上保護されるのは、建築物の外観であつて、これには教会の内部などの内部の外観も含まれる。

建築設計図書とは異なり、建築物が著作権法上の保護著作物であるためには、著作権法二条一項一号の意味での「創作性」に加えて、「美術性」（又は「芸術性」）を備える必要があると一般に解されている。

ある建築物が「美術性」を備えるか否かを判断する際に、美術性の有無が基準となるのか、それとも美術性の高低が基準となるのが問題となるが、およそ美術性があるかどうかの問題とされるべきであるから、美術性の高低ではなく、美術性の有無が基準となるといえる。ところで、この美術性の有無を判断するのは誰であろうか。この判断は、美術の専門家（研究者、作家、評論家など）や一般大衆ではなく、美術に造詣の深い素人に委ねるべきである。何となれば、美術の専門家は美術を厳格に解釈しすぎるし、また、一般大衆は保守的で、斬新なものや新奇なものを受け入れない傾向があるからである。

建築物が著作権法上の保護著作物であるためには、「創作性」と「美術性」（又は「芸術性」）を備える必要があ

るということについてはすでに述べたが、ここで問題となるのは、この「美術性」（又は「芸術性」とは何か（さらに、「美術性」と「芸術性」とはどう違うのか）、また、仮に「美術性」という概念を厳密に定義しえたとして、「創作性」と「美術性」（又は「芸術性」とは厳密に区別しうるのか、ということである。私見によれば、「美術性」（又は「芸術性」）を厳密に定義することは困難かつ不要であるし（要するに、ある建築物を「建築の著作物」（著作権法一〇条一項五号）として著作権法上保護すべきかどうかということが重要である）、また、「創作性」と「美術性」とを厳密に区別することも困難である（ある建築物が「美術性」を有するか否かを判断する際に、実は「創作性」の存否の判断も同時になされているということが多いのではないか。その逆もまた然り⁽¹³⁾）。

それでは以上の点を踏まえた上で、建築物の著作物性に関する裁判例をみていくことにする。

(一) 建築物の著作物性を肯定した裁判例

建築物の著作物性を肯定した裁判例はきわめて稀である。東京地決平成一五年六月一日判時一八四〇号一〇六頁・判タ一一六〇号二三八頁（ノグチ・ルーム移築工事差止仮処分事件⁽¹⁴⁾）では、ノグチ・ルームを含む建物全体（「萬来舎」）、庭園及び彫刻を一体として一個の建築の著作物と認定しているが、その著作物性については争点になっていない。世界的な彫刻家イサム・ノグチと高名な建築家谷口吉郎の共同著作物であることから、著作物性は当然の前提となっているものと考えられる。したがって、創作性や美術性についての判示も特にない。

(二) 建築物の著作物性を否定した裁判例

これに対して、建築物の著作物性を否定した裁判例は数件ある。東京地判昭和六一年一月二八日最新著作権関係判例集V四九頁・五二頁・五五頁（耐震擁壁事件）は、同日に下された原告を同じくする三件の判決であるが、いずれの判決もほぼ同一の内容で、「本件擁壁が耐震性を備えていること等の特徴とする専ら実用本位の構築物にすぎないことは（中略）筆者注）明らかであるから、本件擁壁をもって著作権法にいう建築の著作物と

認めることは到底でき」とないと判示した。創作性や美術性には言及していないが、あまりに実的なもので触れるまでもないということであろうか。

福高地決平成三年四月九日知裁集二三卷一号二二八頁（シノブ設計事件）は、まず一般論として、「『建築の著作物』とは（現に存在する建築物又は）設計図に表現されている観念的な建物自体をいうのであり、そしてそれは単に建築物であるばかりでなく、いわゆる建築芸術と見られるものでなければならぬ」としたうえで、「本件設計図に表現されている観念的な建物は『建築の著作物』に該当するか否か検討するにここで『建築芸術』と言えるか否かを判断するにあたっては、使い勝手のよさ等の実用性、機能性などではなく、もつぱら、その文化的精神性の表現としての建物の外観を中心に検討すべきところ（中略——筆者注）右観念的な建物は一般人をして、設計者の文化的精神性を感得せしめるような芸術性を備えたものとは認められず、いまだ一般住宅の域を出ず、建築芸術に高められているものとは評価できない」と判示した。要するに、芸術性（美術性といってもよからう）のない一般住宅なので著作物性は認められないということである。つまり、本決定は、著作物性の判断にあたって、美術性の高低ではなく、美術性の有無を基準としているようである。

大阪地判平成一五年一〇月三〇日判時一八六一号一一〇頁・判タ一一四六号二六七頁（積水ハウス事件一審判決）⁽¹⁵⁾はまず、「建築の著作物」として保護される建築物は「美的な表現における創作性」、つまり「創作性」と「美術性」を備える必要があるとする。そのうえで、「一般住宅の場合でも、その全体構成や屋根、柱、壁、窓、玄関等及びこれらの配置関係等において、実用性や機能性のみならず、美的要素も加味された上で、設計、建築されるのが通常であるが、一般住宅の建築において通常加味される程度の美的創作性が認められる場合に、その程度のいかんを問わず、『建築の著作物』性を肯定して著作権法による保護を与えることは（中略——筆者注）広きに失し、社会一般における住宅建築の実情にもそぐわない」とし、一般住宅が「建築の著作物」といえる

るのは、「一般人をして、一般住宅において通常加味される程度の美的要素を超えて、建築家・設計者の思想又は感情といった文化的精神性を感得せしめるような芸術性ないし美術性を備えた場合、すなわち、いわゆる建築芸術といふ得るような創作性を備えた場合である」と判示した。本判決は、以上のように一般論を述べたうえで、「X建物は、和風建築において人気のある、その意味では日本人に和風建築の美を感じさせるといふことができる、切妻屋根、陰影を造る深い軒、全体的な水平ラインといった要素や、インナーバルコニー、テラス、自然石の小端積み風の壁といった洋風建築の要素を、試行錯誤を経て配置、構成されていると認められるから、実用性や機能性のみならず、美的な面でそれなりの創作性を有する建築物となつてゐることは否定できない。（中略——筆者注）。しかしながら、現代において、和風の一般住宅を建築する場合、上記のような種々の要素が、設計・建築途上での試行錯誤を経て、配置・構成されるであろうことは、容易に想像される。本件のように、建築会社がシリーズとして企画し、モデルハウスによつて、一般人向けに多数の同種の設計による一般住宅を建築する場合、当該モデルハウスの建築物が、一般人をして、一般住宅が備える程度の美的な創作性を感得させることはあつても、建築家・設計者の思想又は感情といった文化的精神性を感得させ、美術性や芸術性を認識させることは、一般的に、極めてまれなことといわざるを得ない」と判示した。結論として、X建物は、「通常の一般住宅が備える美的要素を超える美的な創作性を有し、建築芸術といえるような美術性、芸術性を有するとはいえない」として、その著作物性を否定した。本判決が、「一般住宅の建築において通常加味される程度の美的創作性が認められる場合に、その程度のいかんを問わず、『建築の著作物』性を肯定して著作権法による保護を与えることは（中略——筆者注）広きに失し」と判示していることから明らかなように、本判決は、著作物性の判断にあつては、美術性の有無ではなく、その高低を基準としてゐるといふ。本判決の特徴は、一般住宅にも、「通常加味される程度」の「美的創作性」あるいは「美的要素」を認めている点であるが、「美的創作性」といふ

文言からもわかるように、「創作性」と「美術性」とを明確に分けてはいないようである。しかし、いずれにせよ、X建物における種々の建築上の要素の配置・構成の「美的創作性」の程度が低いことからその著作物性が否定されたものと考えられる。本判決は、美術性の高低を著作物性の判断基準とする点で、美術性の有無を基準とする前掲福島地決平成三年四月九日とは根本的に異なるものである。

大阪高判平成一六年九月二九日最高裁H P知的財産裁判例集(平成一五(ネ)三五七五号。積水ハウス事件二審判決)⁽¹⁶⁾は、前掲大阪地判平成一五年一〇月三〇日の控訴審判決であるが、「建築の著作物」は、「知的・文化的精神活動の所産であつて、美的な表現における創作性、すなわち造形芸術としての美術性を有する」ことを要するので、通常のありふれた建築物はこれに当たらないとする。そしてさらに、「一般住宅の場合でも、その全体構成や屋根、柱、壁、窓、玄関等及びこれらの配置関係等において、実用性や機能性(住み心地、使い勝手や経済性等)のみならず、美的要素(外観や見栄えの良さ)も加味された上で、設計、建築されるのが通常であるが、一般住宅の建築において通常加味される程度の美的創作性が認められる場合に、『建築の著作物』性を肯定」するとは「広きに失し、社会一般における住宅建築の実情にもそぐわない」と判示した。そのうえで、一般住宅が「建築の著作物」であるといえるのは、「客観的、外形的に見て、それが一般住宅の建築において通常加味される程度の美的創作性を上回り、居住用建物としての実用性や機能性とは別に、独立して美的鑑賞の対象となり、建築家・設計者の思想又は感情といった文化的精神性を感得せしめるような造形芸術としての美術性を備えた場合」であるが、X建物はそのような美術性を具備していないと判示した。本判決は、前掲大阪地判平成一五年一〇月三〇日の控訴審判決であるが、両判決の判示を比較すると、前掲大阪地判が単に「美的要素」としているのに対し、本判決は、「美的要素」という文言に括弧書きを付けてこれを「外観や見栄えの良さ」の意に解している。また、本判決では、前掲大阪地判にあった「その程度のいかんを問わず」という文言が削除されている。こ

これらのことからうかがえるように、本判決は、著作物性の判断にあたり、美術性の高低を基準とする前掲大阪地判の立場から、美術性の有無を基準とする立場へと転換したものといえる。

以上、建築物の著作物性に関する若干の裁判例をみたが、それらを見るかぎりでは、著作物性の判断に際しては、美術性の高低ではなく、美術性の有無が基準とされているといえよう（前掲大阪地判平成一五年一〇月三〇日の見解は、その控訴審判決である前掲大阪高判平成一六年九月二十九日より変更されているといえるので）。

建築設計図書に比べると、建築物の著作物性を認めた裁判例はきわめて少ない。建築設計図書については「学術性」と「創作性」が要求されるのに対して、建築物については「創作性」と「美術性」が要求されるといったように、建築物に著作物性が認められるためのハードルが建築設計図書に比べて高いことがその一因として考えられる。しかし、建築物に著作物性を認めると、模倣建築物に対して差止請求及び廃棄請求（著作権法一二二条）を行うことができ、その社会的影響・損失が大きいため、著作物性のハードルがある程度高くてもやむを得ない面もあるといえよう（建物は世の中に無数にあり、そのほとんどが似たり寄ったりの外観のものであるから、建物に安易に著作物性を認めると徒に紛争が増えるおそれがあり、その場合の悪影響は自ずと明らかであろう）。

3 著作権侵害に関する裁判例

これまで、建築設計図書と建築物の著作物性に関する裁判例をみてきたが、著作物性が肯定されてはじめて、著作権侵害や著作者人格権侵害が問題となる。ここでは、著作権侵害に関する裁判例をみていくが、主として問題となるのは、複製権と翻案権である（特に前者）。ところで、Y著作物がX著作物の複製権を侵害しているといえるためには、（ア）X著作物の著作物性、（イ）Y著作物がX著作物に依拠していること、（ウ）X著作物とY著作物が同一であること、が必要であるが、ここでは（ウ）に重点を置き（ア）の著作物性についてはすでに

みた)、同一性の判断基準に焦点をおいて裁判例をみていくことにする。

(一) 建築設計図書の著作権侵害を肯定した裁判例

ここでは、建築設計図書の著作権侵害を肯定した裁判例をみていくことにする。まず、東京地判昭和五二年一月二八日無体集九卷一号二九頁(きたむら建築設計事件)では、X設計図とY設計図との間に若干の差異を認めつつも、「建物の基本的構造、間取り等に関しては両者は殆んど同一であり、全体的に見る限り、両者は極めて類似している」とし、Yによる複製権侵害を認めた。細部が異なっているとしても主要部分がほとんど同一であり、全体的にみてきわめて類似していることから複製であるかと判断したものである。

東京地判昭和五四年六月二〇日無体集一一卷一号三三二頁(小林ビル設計図書事件)は、X設計図書三三葉のうち、Y設計図書が依拠したものとは認められない二九葉を除く四葉と、それに対応するY設計図書三葉とを比較し、それらの間に若干の差異を認めつつも、全体として優に同一性を肯認できるとして、Yによる複製権侵害を認めた。本判決は、細かい相違点は度外視し、全体として同一視できるかどうかで複製権侵害の有無を判断している。

東京地判昭和六〇年四月二六日判タ五六六号二六七頁(浅野ビル設計図事件)は、X設計図とY設計図について、「細部において多数の一致点があるほか、建物の基本的構造、間取り等に関しては両者は殆んど同一であり、全体的として両者は極めて類似している」として、Y設計図はX設計図の複製であるとした。本件では、Yは明らかにX設計図に依拠する機会があり、そのうえでY設計図を作成したものであり、また実際、両設計図は全体的にきわめて類似していることから複製権侵害が認められたものである。ただ、そもそもX設計図のような比較的存在ありふれた図面に創作性、ひいては著作物性があるのか疑問なしとしないが、この点については当事者間に争がないのでやむを得ないであろう。

名古屋地判平成一二年三月八日最高裁HP知的財産裁判例集（平成四（ワ）二一三〇号。ショッピングセンター設計図事件）は、同一性の判断にあたっては、Y図面とX図面を比較することになるが、「両図面が全く同じであることは必要でなく、X図面の内容及び形式を覚知させるに足る同一性があれば」よく、「異なる部分があつたとしても、それが、量的あるいは質的に微細であつて、図面全体の同一性が損なわれる程度のものでなければ、右部分の存在は、同一性ありとの判断に影響を及ぼすものではない。逆に、同じ部分があるとしても、異なる部分の存在により、量的あるいは質的に別の著作と観念される程度に至つたものは、複製ということはできない」と判示した。そして、この基準に従つて、X設計図書一二八枚（そのうち、公図の写し、現況敷地平面図および表については著作物性が否定された）のうち、三枚についてだけYによる複製権侵害を認めた。本件では、YがX設計図書に依拠する機会があつたことは明らかであり、複製権侵害を認められた三枚の設計図書とそれらに対応するY設計図書は実際、全体的に類似していたものと考えられる。しかし、そもそもX設計図書（二部を除く）に「創作性」ありとして著作物性を認めたことについては、疑問なしとしない。

東京地判平成一二年八月三〇日判時一七二七号一四七頁・判タ一〇四二号二六九頁（エスキース事件）では、エスキース（建築家が建築物を設計するに当たり、その構想をフリーハンドで描いたスケッチ）を複製し、書籍を發行したといういわゆるデッドコピーの事案であることから、複製権侵害は容易に認められている。

以上、建築設計図書（あるいはエスキース）の複製権侵害を認めた五件の裁判例をみたが、それらを見る限り、同一性の判断基準としては、建物の基本的構造や間取り等の主要部分がほぼ一致しており、全体的にみて類似しているといえること、あるいは量的・質的にみて同一と判断しうること、という点にまとめられる。

（二）建築設計図書の著作権侵害を否定した裁判例

ここでは、建築設計図書の著作権侵害を否定した裁判例をみていくことにする。大阪地判昭和五四年二月二三

日判タ三八七号一四五頁（冷蔵倉庫事件）では、冷蔵倉庫の設計図の全部複製ではなく、部分複製または部分引用が問題となった（複製権、翻案権の侵害）。本判決はまず、「一般に一個の著作物の部分引用は、当該引用部分が原著物の本質的な部分であつてそれだけでも獨創性または個性的特徴を具有している部分についてはこれを引用するものは部分複製をしたものとして著作権侵害を認めるべきである。ただ、この場合に当該部分が本質的であるか否かは具体的または有形的な表現形式自体についての獨創性または個性的特徴の存否によつて決すべきであつて、当該原著物によつて認識し、読みとりうる思想またはアイデア（本件では冷蔵倉庫建築上の技術思想）のそれを対比検討して決すべきではない。（中略——筆者注）。また、部分検討にさいしては単にある部分とある部分とを比較するのではなく、当該部分が一個の著作物全体の表現との関係でその全体に対して果している役割をも考慮すべきである。また本件では、著作物が建築設計図であることからする特殊性すなわち建築設計図はその性質上主として点または線を用い、これに当業者間で共通に使用されている記号、数値等を付加して二次元的に表現するもので、極めて技術的機能的な性格の著作物であるためその表現方法の選択の余地はあまり多いとは考えられず、同種の建物に同種の工法技術を採用しようとするれば結果としておのずから類似の表現を採らざるをえないという点にも留意しなければならない（たとえば言語表現方法の多様性参照）」と判示する。そのうえで、X指摘の類似部分は「いずれも前室構造、防熱、防湿構造等冷蔵倉庫においては重要な技術構造に関する部分であるからその技術思想の獨創性がひいては表現の獨創性に影響を及ぼすことのあることは否みえないとしても、本件では比較されるべきものは結局は技術思想そのものではなくその表現自体であること、またその比較にさいしては著作物が建築設計図であることによる特殊性（要するに同種の技術の表現はおのずから類似せざるをえないこと）にも留意すべきであること等」を考慮し、さらにまたXの指摘する偽作引用部分はY設計図一三葉のうちそのほとんど一葉に集中しており、全体からみると僅少な一部といえなくはないところ、「およそ一個の冷蔵倉庫

を表現した著作物たる設計図全体の偽作引用を決するためには右のような一葉の表現部分のほか他の葉における全体の規模、形態その他の点もこれを無視できない表現部分として考慮すべきである」と判示し、結論として、YによるXの複製権、翻案権侵害を否定した。本判決は要するに、Xが部分複製であると指摘するY設計図のX設計図との類似部分は、すべて冷蔵倉庫における重要な技術構造に関する部分であって、表現が類似しているといつても、（そもそも表現の選択の幅が狭いことを考慮すれば）その意味するところは結局技術思想の類似であり、そうであるならば著作権法の保護対象ではない、ということをしているのである。さらに、Xの指摘する偽作引用部分がY設計図一三葉のうちそのほとんど一葉に集中していることから、Y設計図全体とのバランスからみても過度に偏っているという点も考慮されている。建築設計図の中でも、冷蔵倉庫の設計図というのはかなり特殊であって、一般の建物と比較すれば、表現の余地も格段に狭くなるといえる（そもそも建築設計図にあっては、同種の技術の表現はおのずから類似せざるをえないという特殊性が認められるが）。とすれば、表現がかなり似通っていたとしても、同一であるとして複製権侵害を肯定するのはかなり困難であるといえよう。

大阪地判平成一二年八月二四日最高裁H P知的財産裁判例集（平成一一（ワ）三六三五号。大型スーパー・マンション併設建物設計図事件）は、まず一般論として、「設計図の著作物について著作権侵害の成否を判断するに当たっては、まず、創作的な表現と評価できる作図上の表記の仕方が複製判断の対象とされる設計図と原著物の間で共通しているか否かを基準としなければならず、原著物である設計図に具現された企画の内容や、そこから読み取り得るアイデアが共通するからといって著作物としての同一性を肯定することはできない。しかも、建築設計図は、主として点又は線を使い、これに当業者間で共通に使用される記号、数値等を付加して二次元的に表現する方法により作成された図面であり、極めて技術的・機能的な性格を有する上、同種の建物に同種の工法技術を採用しようとする場合には、おのずから類似の表現を取らざるを得ないという特殊性を有することから、

複製判断の対象とされる設計図と原著作物との間で、このような表現方法が共通していたとしても、創作的な表現が複製されたものとして同一性を肯定することはできないというべきである」とし、また、「建築設計図書は、複数の図面から構成されているのが通常である」が、「著作物性を有するのは設計図書全体であるから、類否の検討に当たっては、一枚の図面の特定部分とそれに対応する部分を比較するのではなく、その部分が建築設計図書全体に果たしている役割を考慮しなければならない」と判示する。そのうえで、X設計図書とY設計図書の共通点は、「いずれも、設計図に内包されたアイデアが、本件土地上に大型スーパーマーケットと中高層住宅の併設建物を建設するという同一の企画に基づくことに由来し、かかる業務施設及び中高層住宅の併設建物を設計する場合に採用せざるを得ない表現方法が共通」するのに対し、相違点、ことに、X設計図書中、二階ないし四階という低層階部分に設けられた独立の付帯施設の表現が、Y設計図書には存在しないことは、「この部分が、設計図書全般の表現と対比して人目を惹く形状を呈し、全体の印象を大きく左右することに鑑みて、これを無視することはできず、両者を全体的に考察した場合、Y著作物の同一性を変ずる程度に至っている」と判示し、結局、Y設計図書はX設計図書の複製ではないとした。ちなみに、本件では、YらがY設計図書を作成するに当たり、X設計図書に依拠する機会があったようである。本判決は、X設計図書とY設計図書の共通点はすべて表現に名を借りたアイデアにすぎないのに対して、相違点は、設計図書全体とのバランスにおいて存在感を有しかつ全体の印象を大きく左右するほどのものであることから、両設計図書は同一ではないと判断したものである。従来の裁判例の同一性の判断基準に基本的に従うものといえよう。大阪高判平成一三年六月二一日最高裁H P知的財産裁判例集（平成二二（ネ）三二二八号）は、前掲大阪地判平成一二年八月二四日の控訴審判決であるが、原判決を維持して控訴を棄却した。

―東京地判平成一五年二月二六日最高裁H P知的財産裁判例集（平成二三（ワ）二〇二二三号。フランステレコム

事務所設計事件）は、「Y設計図とX設計図を対比すると、各専用部分や通路の具体的な形状及び具体的配置の組合せにおいて大きく異なるから、Y設計図は、X設計図と実質的に同一であるということはできず、また、X設計図上に表現された創作性を有する特徴的部分である具体的な形状及び配置の組合せを感得することもできない。確かに、Y設計図とX設計図とは、全体の基本的配置、すなわち、本件事務所の南側部分を、南側壁面に沿った三つのエリア及び西側壁面に沿った南北に細長いエリアとに分け、そのうち西側壁面に沿った部分にショールーム及び会議室を配し、南側壁面に沿った三つのエリアを一番東側から順にエトラリの専用部分、FTJの専用部分、日本研究所の専用部分としたという点において、共通する。しかし、上記共通点は、X設計図上のアイデア又は創作性を有しない部分である」と判示して、Y設計図はX設計図の複製ないし翻案ではないとした。本判決は、X設計図について著作物性を認めているが、その創作性のある部分は、「FTJ、日本研究所及びエトラリの各専用部分や各部屋及び通路等の具体的な形状及び具体的な配置の組合せ」に限られるとし、その部分についてのみ、Y設計図と共通点があるかどうかを吟味している。従前の裁判例では、比較されるべき部分の設計図全体の中でのバランスや重みが考慮されていたが、本判決では、その点につき特に言及されていない。もともと、判旨では、X設計図のうちの「創作性のある部分」は「X設計図上に表現された創作性を有する特徴的部分」とも表現されていることから、当該部分はX設計図全体とのバランスからみてもそれなりの重みをもったものと判断されているともいえる。そうとすれば、本判決も従来の裁判例に沿った判決といえよう。

以上、建築設計図書の著作権（複製権、翻案権、侵害を否定した裁判例をみたが、同一性の判断に際しては基本的に、複製判断の対象とされる部分の設計図書全体とのバランスやその全体に占める重みを考慮することと、表現に名を借りたアイデアを比較の対象とすべきではない、ということが示されている。すでにみた建築設計図書の著作物性を肯定した裁判例における同一性の判断基準とも軌を一にしているといえよう。

4 著作者人格権侵害に関する裁判例

以上、著作権侵害に関する裁判例をみたが、ここでは、建築家の著作者人格権侵害に関する裁判例をみていくことにする。すでに述べたように、著作者人格権は、公表権、氏名表示権及び同一性保持権から成る。いずれに関する裁判例もきわめて少なく、また、侵害を肯定するにせよ否定するにせよ、その理由付けが乏しいものも散見される。

(一) 公表権侵害に関する裁判例

建築物を建築すること自体、公表であるといえるから、建築物については公表権はほとんど問題とならない。これに対して、建築設計図書については（これを公表することは通常考えられないが）、情報公開条例に基づく建物の設計図の公開に関してその公表権が問題となった若干の裁判例がある。ちなみに、平成一年の著作権法改正により、公表権と情報公開条例との間に調整規定が置かれることになった（著作権法一八条三項・四項）。

平成一年の著作権法改正前の裁判例であるが、横浜地判平成元年五月二三日判時一三一九号六七頁・判タ七〇〇号一四四頁（神奈川県公文書公開条例事件差戻後第一審判決）は、「設計者が設計委託者に対し設計図書を提供する場合、部数を限って設計図書を提供するのが通例であることは前記のとおりであるが、委託者はその設計図書を利用してなす建築も一回かつ一棟に限られていること、設計委託契約上の権利義務は相手方の書面による同意がなければ第三者に譲渡できないとされていることからすると委託者に設計図書を提供することは公衆に提供することに当らず、また、建築確認申請に際し設計図書を添付、提出したことも、建築確認という行政手続のために当該行政庁に提出したものであり、公衆に提供したことに当らない」として、設計図作成者の著作権法上の公表権の存在自体については未だ失われていないことを認めた。しかし、本判決はさらに、「著作者が公表権を有することを理由に未公表の設計図書の全てが公開禁止とされることは相当ではない」として、条例の規定の解

釈により公表権を制限しうる余地を認めた。これに対して、同判決の控訴審判決である、東京高判平成三年五月三十一日判時一三八八号二二頁・判タ七六六号一〇九頁（神奈川県公文書公開条例差戻控訴審判決）は、「法律の明文の規定がないのに、みだりに類推解釈により公表権を制限すべきではなく、まして、法律の授權に基づかない条例の規定の解釈運用によって、著作権法により与えられた公表権を制限するような結果をもたらすことは許されない」として、条例の規定の解釈により公表権を制限しうるとした原判決の見解を否定した。

次の裁判例も、事案としては、平成一年の著作権法改正前のものである。すなわち、大阪高判平成一四年一月二四日判タ一一四四号一八〇頁（高槻市情報公開条例事件）は、「著作権、著作人人格権を根拠に本件文書の公開を拒むことは、著作権、著作人人格権の内在的制約により許されるものではなく、仮にそうでないとしても、権利の濫用に該当」するとし、権利の内在的制約や権利濫用というテクニクを用いて公表権を制限しうるとした。このようなテクニクを安易に用いることには疑問を呈さざるをえないが、しかしいずれにせよ、前記の著作権法改正で公表権と情報公開条例の調整規定が置かれたことにより、この問題は解決されたといえよう。

(二) 氏名表示権侵害に関する裁判例

「著作者は、その著作物の原作品に、又はその著作物の公衆への提供若しくは提示に際し、その実名若しくは変名を著作者名として表示し、又は著作者名を表示しないこととする権利を有する。」（著作権法一九条一項前段）。これが氏名表示権の基本的条文である。氏名表示権侵害は、複製権侵害とセットで認められることが多い。

裁判例としては、建築確認申請手続の際に、設計図の作成者欄に著作者の氏名を表示しなかったというものが多い。そこで問題となるのは、設計図を添付して建築確認申請手続をすることが、著作物（設計図）の「公衆への提供若しくは提示」（著作権法一九条一項前段）にあたるか否かということである。「公衆への提供若しくは提示」にあたるとする説と、そのような見解に疑問を呈する説がある。設計図を添付して建築確認申請をすること

により、当該設計図が事実上一般の目に触れる可能性が作出されているといえるので、当該申請行為は、「公衆への提供若しくは提示」にあたるかと解すべきである。

裁判例としてはまず、東京地判昭和五二年一月二八日無体集九卷一号二九頁（きたむら建築設計事件）がある。建築確認申請手続きの際に、設計図に著作者の氏名を表示しなかったという事実であり、氏名表示権侵害が認められた。現行著作権法（昭和四五年五月六日法律第四八号。昭和四六年一月一日施行）施行前の事実であり、旧著作権法が適用されることから、建築確認申請行為が旧法一八条一項にいう他人の著作物の「発行又は興行」にあたるものと考えられる。この旧法上の「発行又は興行」は、現行法上の「公衆への提供若しくは提示」に対応するものである。東京地判昭和六〇年四月二六日判タ五六六号二六七頁（浅野ビル設計図事件）でも、Yが設計図を添付して建築確認申請をする際に（「公衆への提示」であるとする）、その設計図に著作者名を表示しなかったために氏名表示権侵害が認められた。名古屋地判平成二二年三月八日最高裁HP知的財産裁判例集（平成四（ワ）二二三〇号。ショッピングセンター設計図事件）も同様に、建築確認申請に絡んで氏名表示権侵害を認めたものである。東京地判平成二二年八月三〇日判時一七二七号一四七頁・判タ一〇四二号二六九頁（エスキース事件）は、前記の建築確認申請に関する諸裁判例とは異なり、書籍の広告にエスキース（建築家が建築物を設計するに当たり、その構想をフリーハンドで描いたスケッチ）を使用する際にその著作者の氏名を表示しなかったという事実である。広告に使用することは明らかに「公衆への提供若しくは提示」にあたることから、氏名表示権侵害が認められた。

（三）同一性保持権侵害に関する裁判例

同一性保持権に関しては、著作者は、その著作物及びその題号の同一性を保持する権利を有し、その意に反してこれらの変更、切除その他の改変を受けないのを原則とするが（著作権法二〇条一項）、建築物の増築、改築、

修繕又は模様替えによる改変はその例外とされている（同法二〇条二項二号）。

著作権法二〇条の規定を素直に読むと、著作者の意に反しても、建築物の増築、改築、修繕又は模様替えによる改変はなされうると解せられる。しかし、修繕は別として、増築、改築及び模様替えによる改変については、このように解することは疑問である。建築物の同一性を保持しようとする著作者たる建築家の利益と、もっぱら実用的観点から増築、改築又は模様替えによる改変を行おうとする建築物の所有者の利益とを比較衡量したうえで、そのような改変の許否を決すべきである。建築家と所有者の各々の利益の比較衡量の際に考慮すべきファクターとしては、当該建築物の改変の態様、範囲及び目的並びに当該建築物の創作性・美術性の程度、特徴及び用途を挙げることができよう。これに対して、修繕については、それが新築に匹敵するものでない限り、建築主は原則として自由にこれを行うことができるというべきである。

建築物の増築、改築、修繕又は模様替えがなされたところ、それが著作者の意に反するものとなったときは、著作者は氏名表示権（著作権法一九条一項）に基づき、当該建築物に著作者名を表示しないこととする権利を有する。

なお、建築物を完全に取り壊してしまふことは建築物の所有者の自由であり（所有権の性質上当然である）、同一性保持権の侵害とはならないといふべきである⁽¹⁹⁾。

以上のことを踏まえたうえで、同一性保持権侵害に関する裁判例をみていくが、氏名表示権侵害の場合と同様、同一性保持権侵害も複製権侵害とセットで認められることが多い。

まず、名古屋地判平成一二年三月八日最高裁日P知的財産裁判例集（平成四（ワ）二二三〇号。シヨッピングセンター設計図事件）では、設計図一二八枚のうち三枚について複製権の侵害が認められ、その三枚の設計図の一部につき改変、すなわち同一性保持権侵害が認められた（三枚のうち一枚はいわゆるデッドコピーであった）。東京

地判平成一二年八月三〇日判時一七二七号一四七頁・判タ一〇四二号二六九頁（エスキース事件）は、「Yが本件雑誌に掲載した本件広告は、本件エスキース一が、その色調の濃度を大幅に薄くした上で、A4版の頁全面にわたって下絵として使用され、その上に、本件書籍に関する広告（書籍の題号、紹介文、構成、内容の要約、企画者、監修者の表示、定価、注文方法等）が頁全面にわたって重ねて印刷されている」として、Yによるエスキース（建築家が建築物を設計するに当たり、その構想をフリーハンドで描いたスケッチ）の大幅な変更を認め、同一性保持権の侵害を肯定した。本件は、雑誌に掲載する書籍の広告の下絵としてエスキースを使用したという事案であるが、内容からして改変に当たるとは明白であろう。東京高判平成一三年八月九日最高裁HP知的財産裁判例集（平成一三（ネ）七九七号。中学校校舎設計図事件）は、XがY作成と主張する設計図はY作成のものではないので、同一性保持権侵害を論じるまでもないとして、これを否定した。

東京地決平成一五年六月一日判時一八四〇号一〇六頁・判タ一一六〇号二三八頁（ノグチ・ルーム移築工事差止仮処分事件）は、本件建物（萬来舎）の解体・移築工事の事案であるが、景観の変化による、景観と一体化した「ノグチ・ルームを含む本件建物全体及び（彫刻を含む）庭園」の改変、すなわち本件建物と庭園とが一体化した一つの建築の著作物の改変を認めた。しかし、結論として同一性保持権侵害は否定した（ただし、傍論）。なお、本件建物については、本件工事により本件建物全体としての形状が改変されることは明らかであり、本件において問題となったのは、本件建物内のノグチ・ルーム及び庭園（彫刻を含む）が本件工事により改変されることとなるかどうかという点であった。本決定は、まず、ノグチ・ルームについては、「ノグチ・ルームの東側についての空間的特性が失われること、一般的に鉄筋コンクリートの建築物はいったん解体してしまうと復元が難しいとされており、本件建物の壁面と一体となっているテラコッタタイルの復元は困難であることなどにかんがみれば、本件工事により、ノグチ・ルームにつき、製作者の意図した特徴が一部損なわれる結果を生じる」とす

る。庭園については、「本件庭園は、イサム・ノグチが、庭園部が西側崖上に位置することから、庭園の大地性の表現のために、西側の崖の斜面から伸びている樹木を計算に入れ、庭園の南側がすぐに演説館と隣接しており、稲荷山の起伏、演説館の西部分、その裏側にある巨樹などが庭園にいる者の視野に入ることなどを考慮して、谷口と共に設計したものである。本件工事においては、庭園は、全体として、ノグチ・ルームとの位置関係を含めて現状を復元する形で移築されるものではあるが、前記のような、周囲の土地の形状等をも考慮に入れた上での製作者の意図は、本件工事の施工により失われてしまう」ので、製作者の意図した特徴が損なわれる結果を生じるとする。本決定は、以上のことから、「本件工事は、ノグチ・ルーム及び『無』と題する彫刻を含めた庭園の現状をできる限り維持した形でこれを移設しようとするものであるが、本件建物全体についてその形状が変更されるのはもちろんのこと、本件建物の特徴付ける部分であるノグチ・ルームについて製作者の意図する特徴を一部損なう結果を生じ、庭園についても周囲の土地の形状等をも考慮に入れた上での製作者の意図が失われるものであるから、ノグチ・ルームを含めた本件建物全体と『無』と題する彫刻を含めた庭園とが一体となった建築の著作物が、本件工事により変更され、著作物としての同一性を損なわれる結果となる」とした。本決定は、このように本件工事による本件「建築の著作物」の変更を認め、そのうえで、この変更が著作権法二〇条二項二号により許容されるかどうかを吟味した。同規定は、建築物の増築、改築、修繕又は模様替えによる変更については例外的に許容されるとしたものであるが、本決定は、同規定については、建築物の「所有者の経済的利用権と著者の権利を調整する観点から、著作物自体の社会的性質に由来する制約として、一定の範囲で著者の権利を制限し、改変を許容することとしたものである。これに照らせば、同号の予定しているのは、経済的・実用的観点から必要な範囲の増改築であって、個人的な嗜好に基づく恣意的な改変や必要な範囲を超えた改変が、同号の規定により許容されるものではない」とした。そのうえで、「本件工事は、法科大学院開設という公共目的のた

めに、予定学生数等から算出した必要な敷地面積の新校舎を大学敷地内という限られたスペースのなかに建設するためのものであり、しかも、できる限り製作者たるイサム・ノグチ及び谷口の意図を保存するため、法科大学院開設予定時期が間近に迫るなか、保存ワーキンググループの意見を採用入れるなどして最終案を決定したものであって、その内容は、ノグチ・ルームを含む本件建物と庭園をいったん解体した上で移設するものではあるが、可能な限り現状に近い形で復元するものである」として、本件工事は著作権法二〇条二項二号にいう建築物の増改築等に該当し、したがって、イサム・ノグチの同一性保持権を侵害しないとされた。さらに、仮に同規定が適用されないとしても、著作者の死後の人格的利益の保護をはかる著作権法六〇条但書の適用により本件工事は許容されるとした。ノグチ・ルームを含む本件建物および庭園（彫刻を含む）は、周囲の景観と一体となった一つの建築の著作物であるから、本件解体・移築工事によりその景観が大きく変化すれば、建築の著作物は大きく改変されることになる（本件建物全体の形状は、もとより大きく改変されるが）。本件解体・移築工事については、解体＋移築を取り壊し＋復元（＝複製）とみる考え方もありうるが、本件「建築の著作物」は明らかに改変されていくといえるので、復元（＝複製）と考えることはできないだろう。そうすると、解体＋移築を一体のものとして改築と考えることになる。改築であるならば、すでに述べたように、増改築等の例外規定により許容されるためには、建築物の改変の態様・範囲・目的並びに建築物の創作性・美術性の程度、特徴及び用途を考慮して、所有者と著作者の利益を比較衡量すべきである。本決定は、法科大学院建設という「公共目的」や大学当局の敷地選択上・財政上の観点に重点を置くあまり、世界的な彫刻家・芸術家であるイサム・ノグチと高名な建築家である谷口吉郎との共同著作物の芸術性・美術性の高さや改変の態様・範囲（かなり広範かつ顕著である）を軽視しすぎたきらいが⁽²⁰⁾なくはないか。

以上みたように、著作者人格権侵害に関する裁判例はきわめて少ない。公表権と氏名表示権については、もつ

ばら、情報公開条例や建築確認申請手続との関係で問題となっている。同一性保持権に関する裁判例で重要なのは、前掲東京地決平成一五年六月一日である。建物（萬来舎）及び庭園（彫刻を含む）を一体として一つの「建築の著作物」として認めたとうえで、景観の変化によるその「建築の著作物」の改変（建物自体の改変も認めているが）を認めた点（最終的に同一性保持権侵害は否定されたが）は重要な意義をもつものである。

(3) 拙著・前掲注(1)一三頁参照。ちなみに、海外の事例（スウェーデン最高裁の判決）であるが、工場での部材製造に配慮した各図の配置が高く評価され、建築部材の詳細図に著作権が認められたケースがある。「知的所有権 詳細図の表現方法にも著作権あり」日経アーキテクチュア一九九九年八月九日号一四六頁以下（同記事一四八頁の日向野のコメントも参照）。

(4) 判例評釈として、兩宮正彦「判批」著作権判例百選（別冊ジュリ九二）一一四頁（一九八七年）、生駒正文「判批」著作権研究九号一三七頁（一九七八年）、松尾和子「判批」ジュリ七四〇号一四六頁（一九八一年）がある。

(5) 判例評釈として、久々湊伸一「判批」著作権判例百選二二六頁、同「判批」著作権判例百選（二版）（別冊ジュリ二二八）一四四頁（一九九四年）、半田正夫「判批」特許三一巻一〇号（一九八一年）一一五三頁がある。

(6) 判例評釈として、中川淳「判批」著作権判例百選一九二頁、満田重昭「判批」ジュリ七九九号一九九頁（一九八三年）がある。

(7) 判例評釈として、久々湊伸一「判批」発明八三巻八号七八頁（一九八六年）がある。

(8) 判例評釈として、棟居快行「判批」判例地方自治六六号二〇頁（一九九〇年）がある。

(9) 判例評釈として、安達和志「判批」地方自治判例百選（二版）（別冊ジュリ二二五）三〇頁（一九九三年）、石村善治「判批」平三重判解三〇頁（一九九二年）、加賀山茂「判批」阪法四二巻一五頁（一九九二年）、島田一「判批」平三主判解二八〇頁（一九九二年）、多賀谷一照「判批」著作権判例百選（三版）（別冊ジュリ一五七）一〇二頁（二〇〇一年）、田中館照橘「判批」法資一二〇号七四頁（一九九二年）、中島徹「判批」著作権判例百選（二版）一一二六頁である。

(10) 判例評釈として、栗原良扶「建築設計図からの建物建築と複製」村林隆一先生古稀記念『判例著作権法』一五五頁（東京

- 布井出版、二〇〇一年)、中島徹「判批」工業所有権法研究三七卷四号一頁(一九九三年)、同「判批」著作権判例百選(三版)三六頁、安田有三「判批」法律実務研究一〇号四三三頁(一九九五年)、山中伸一「判批」著作権判例百選(二版)五〇頁、同「判批」著作権研究二〇号一八七頁(一九九三年)がある。
- (11) 判例評釈として、大江修子「判批」コピ四七九号三六頁(二〇〇一年)がある。
- (12) 判例評釈として、水谷直樹「判批」発明一〇〇卷七号九二頁(二〇〇三年)がある。
- (13) 拙著・前掲注(1)五〇頁以下参照。
- (14) 判例評釈等として、岡邦俊「判批」JCAジャーナル五〇卷一二号五〇頁(二〇〇三年)、才原慶道「判批」知的財産法政策学研究三二七頁(二〇〇四年)、澤田悠紀「判批」ジュリ一三二四号一八頁(二〇〇六年)、諏訪野大「判批」法研七七卷七号一三七頁(二〇〇四年)、高林龍「判批」著作権研究三〇号二四二頁(二〇〇四年)、同「判批」平一六主判解一七八頁(二〇〇五年)、長谷川俊明「判批」際商三三卷四号四八四頁(二〇〇四年)、杉山真一「解説」法務「日経アーキテクチュア」二〇〇四年七月二六日号九〇頁がある。
- (15) 判例評釈等として、拙稿「判批」判評五五三三号(判時一八七九号)一八九頁(二〇〇五年)、生駒正文・久々湊伸一「判批」特許ニュース二〇〇五年一〇月二二日号一頁、岡邦俊「判批」JCAジャーナル五二卷一号五〇頁(二〇〇五年)、同「判批」JCAジャーナル五二卷二号五六頁(二〇〇五年)、窪田英一郎「判批」知管五四卷八号一〇一頁(二〇〇四年)、三浦正広「判批」発明一〇一卷九号二三頁(二〇〇四年)、日置雅晴「解説」法務「日経アーキテクチュア」二〇〇四年六月二八日号八八頁がある。
- (16) 判例評釈として、拙稿「判批」人間科学二五卷一号六五頁(二〇〇七年)がある。
- (17) 田中信人「著作権侵害と不法行為責任」山口和男編『裁判実務大系16(不法行為訴訟法②)』六三三頁(青林書院、一九八七年)。
- (18) 久々湊・前掲注(7)八一頁。
- (19) 拙著・前掲注(1)五一頁以下参照。
- (20) 松本ほか・前掲注(1)第一部第三章第一節Ⅲ2(日向野)。ちなみに、解体・移築後のノグチ・ルーム、庭園及び彫刻に

ついでに、二〇〇七年九月七日に見学させていただく機会があった。その際に、慶應義塾大学アート・センター准教授・キューレーター（当時）の渡部葉子氏には大変お世話になった。記してここに謝意を表する次第である。

四 おわりに

以上、建築設計図書と建築物の著作権につき、主として裁判例を概観したが、ここでは、それらの裁判例の傾向や問題点につき、気づいたことを若干述べてみたい。まず、建築設計図書の著作物性の一要件である「創作性」の判断に際して、諸裁判例はおおむね「創作性」について触れていないものは除く、創作性の高低ではなく、その有無を基準としているようである。近時、建築設計図書ではないが、空港案内図について著作権侵害の有無が争われた事案において、知財高裁平成一八年五月三一日最高裁HP知的財産裁判例集（平成一七（ネ）一〇〇九一号）は、「創作性」の判断基準に関して、「創作性が認められるといっても、創作性の程度には、高いものもあれば、辛うじて著作権法上の保護を認め得る程度に低いものもある。そして、創作性は肯定し得るものその程度が低いものは、創作性が高いものに比べて、著作権法上の保護の範囲も自ずと限界があるものといふべきである」と判示して、空港案内図の著作物性は認められたものの、著作権侵害は否定した。この知財高裁の判決は、創作性に高低の差があることを認め、その程度により著作権の保護範囲に広狭の差をつけるといふものである。創作性に高低を認める点で（高低の判断は必ずしも容易ではない）、建築設計図書の著作物性に関する諸裁判例の傾向とは軌を一にしない。同判決によれば、高度の創作性のある著作物については保護範囲を広げ、創作性の程度の低いものについては極論すればデッドコピーの場合しか保護しないということになるが、これは、同一性の判断にあたり、表現ではなく、その実はアイデアを比較することにつながるおそれもあり、その点でこの判決

には俄かに首肯しえない。

また、建築物の著作物性に関する諸裁判例についていえば、著作物性の要件である「創作性」と「美術性」との区別が必ずしも明確にはなされていないということ、「美術性」の判断に際し、美術性の高低あるいはその有無のいずれが基準となるのが明確に定まっているとはいえない状況にあるということである（もっとも、そもそも裁判例自体が極端に少ない）。

さらに、著作権侵害についていえば、X著作物とY著作物の同一性、ひいては複製権侵害の結論を導くために、比較的緩やかにX著作物の著作物性を認めたと考えられるものや、また、Y著作物が明らかにX著作物に依拠していることから、X著作物とY著作物の同一性及びX著作物の著作物性を比較的緩やかに認めたと考えられる裁判例も散見される。つまり、裁判例においては、X著作物の著作物性、Y著作物がX著作物に依拠していること及びX著作物とY著作物の同一性という複製が認められるための三要件は、必ずしもそれぞれ別個独立に判断されているわけではなく、相互に関連し合い、密接に結びついているとも言えるのである。もっとも、このことは、建築設計図書や建築物以外の他の著作物類型についても言えることかもしれない。

著作者人格権侵害に関する裁判例については、特に以下のことを指摘しよう。まず、氏名表示権に関しては、もっぱら、建築確認申請手続の際に設計図書を添付することが、「公衆への提供若しくは提示」にあたるかということが問題となっている。また、同一性保持権侵害に関しては、建築物がそれを取り巻く周囲の景観と一体化している場合に、その景観が変化すれば建築物の改変となりうることを認めた裁判例があるということが重要である。

以上、建築家の著作権をめぐる諸裁判例を概観し、若干の問題点や気づいた点を述べたが、この問題をめぐる裁判例はまだ少数であり、また、学界における議論もさほどなされてはいないことから、今後の裁判例の蓄積や議論の発展に期待したい。